

○財務省告示第四百四十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第七条第三項の規定に基づき、平
成二十八年四月二十日に発行した割引短期国債の
発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年五月十一日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	二	発行の根拠	三	振替法の適用等	四	発行方法	五	発行額	六	最低額面金額	七	振替単位	八	発行日	九	発行価格
	国庫短期証券（第六百二回）	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。	日本銀行による借換えのための引受け	額面金額で四千五百七十六億千	万円	千円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものと	する。	平成二十八年四月二十日	額面金額百円につき百円二十一	銭六厘					

